

貸切バス安全対策協議会 設置要綱

(名称)

第 1 条 協議会は、貸切バス安全対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 軽井沢バス事故から 10 年を機に、同事故のフォローアップを実施してきた「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」に代えて、貸切バス全体について情報共有・普及啓発の取組を議論するとともに、更なる安全対策の協議を行うこと等を目的とする。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、別紙のとおりとする。

(座長)

第 4 条 協議会に座長を 1 名置く。

- 2 座長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 座長は、協議会の議長となり、議事の進行にあたる。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第 5 条 協議会の運営に関する事務は、国土交通省物流・自動車局が行う。

(実務者会合)

第 6 条 協議会の下に実務者会合を設置する。

(関係者からの意見聴取)

第 7 条 協議会が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第 8 条 協議会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 協議会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。
- 3 協議会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、協議会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 10 条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日から施行する。

貸切バス安全対策協議会

委員一覧

いけだ 池田	たかし 隆	(独) 自動車事故対策機構 理事 (事故防止担当)
いけのや 池之谷	じゅん 潤	全日本交通運輸産業労働組合協議会議長
えざか 江坂	ゆきひろ 行弘	(一社) 日本自動車工業会 常務理事
おおたか 大高	ごう た 豪太	(公社) 日本バス協会理事長
かとう 加藤	ひろかず 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授
かわい 河合	てるなお 英直	(独) 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 理事
ごうの 郷野	ち さ こ 智砂子	(一社) 全国消費者団体連絡会事務局長
なかやま 中山	しのぶ 忍	(一社) 全国旅行業協会 経営調査部長
の な み 野浪	けんいち 健一	(一社) 日本旅行業協会 国内旅行推進部長
ふじおか 藤岡	のぶよし 伸嘉	(一社) 日本自動車部品工業会 常務理事
みずの 水野	こうじ 幸治	名古屋大学大学院工学研究科教授
やまうち 山内	ひろたか 弘隆	一橋大学名誉教授
よむら 余村	ともき 朋樹	(公財) 大原記念労働科学研究所 研究部長